

京都市 人權文化推進計畫

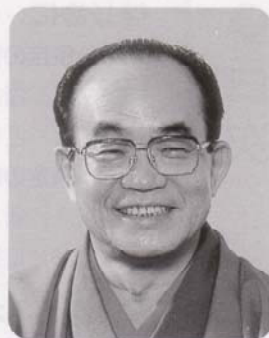


京 都 市

ごあいさつ

京都市長

林 幸 頼 兼
ます もと より かね



今日、人権の尊重が平和の基礎であるということは世界共通の認識であり、二度にわたる大戦や紛争、貧困など、20世紀の負の歴史の反省に立った「世界人権宣言」が採択されてから、国内外において平和と人権を確立するための数多くの取組が進められてきました。

京都市においても、これまでから人権にかかわる施策を常に市政の最重要課題として位置付け、平成11年には国連の取組と協調して「人権教育のための国連10年京都市行動計画」を定め、人権尊重の理念の普及を図るとともに、各人権課題の解決に向けた分野別計画に基づき、全市的な人権尊重の気風づくり、人権尊重のまちづくりに取り組んで参りました。

しかしながら、現在も女性に対する暴力や子どもへの虐待をはじめ、様々な差別や偏見による人権上の課題が残っているほか、インターネットによる人権侵害などの新たな問題も発生しており、社会情勢の変化に的確に対応した人権擁護の取組が求められています。

このような背景の下、京都市では、これまでの取組の成果や現在の人権を巡る社会状況を踏まえ、人権施策をより総合的、効果的に推進するため、今後の人権施策の基本方針等を示す「京都市人権文化推進計画」を策定致しました。

京都が「安らぎ」と「華やぎ」に満ちた、光り輝くまちであり続けるためには、一人ひとりが個人として尊重されるまちであることが不可欠であります。この人権尊重のまちづくりは、行政の不断の努力はもちろんのこと、京都に住む一人ひとりが人権を尊重することの大切さを理解し、行動することによって初めて成し遂げられるものであります。

今後、この計画を中心に、市民の皆様と共に、日々のくらしのなかに人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化の息づくまち・京都」の実現を目指して、全力で取り組んで参りますので、皆様の一層の御参加、御協力をお願い申し上げます。

結びに、策定検討委員会の委員の皆様をはじめ、計画策定に御尽力いただきました関係者並びに市民の皆様に対し、心から御礼申し上げます。

はじめに	1
1 策定の背景	
(1) 国内外の動向	
(2) これまでの本市の取組	
2 策定の趣旨	
(1) 新たな計画の必要性和提言の尊重	
(2) 位置付け及び計画期間	
第1章 基本的な考え方	4
1 人権の基本的考え方	
(1) 個人の尊厳の保持及び可能性の伸展	
(2) 相互の人権の尊重	
(3) 人権の普遍性	
(4) 人権の日常性	
2 人権施策の分類	
3 人権施策の基本方針	
(1) すべての人の人権を尊重する	
(2) 市民との協働（パートナーシップ）による推進	
(3) 総合的、戦略的な推進	
第2章 各重要課題について	7
・女性 ・子ども ・高齢者 ・障害者 ・同和問題 ・外国人・外国籍市民	
・感染症患者等 ・ホームレス ・その他の課題	
第3章 施策の推進と重点項目	25
1 教育・啓発	
(1) 人権教育・啓発について	
(2) 重点項目	
2 保障	
(1) 人権の保障について	
3 相談・救済	
(1) 人権相談・救済について	
(2) 重点項目	
第4章 計画の推進	35
1 推進体制と職員研修	
(1) 推進体制	
(2) 職員研修	
2 関係機関、関係団体等との連携	
3 進行管理と評価	
(1) 進行管理	
(2) 評価	
資料編	37
京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会委員名簿	
京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会の開催経過	
パブリック・コメントについて	
日本国憲法（抜粋）	
世界人権宣言	
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
用語説明	

はじめに

1 策定の背景

〔1〕国内外の動向

昭和23（1948）年に国際連合において「世界人権宣言」が採択されて以降、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（1965年）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（1979年）、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（1989年）など、多くの条約が採択されてきた。また、そのほかにも「国際婦人年」、「国際障害者年」などの国際年や宣言等により、国際社会において平和と人権を確立するための数多くの取組が進められてきた。

特に、平成6（1994）年の第49回国連総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、世界各国が人権教育の普及等に取り組むことなどを内容とする「人権教育のための国連10年行動計画」が採択された。最終年を迎えた平成16（2004）年には、国連総会において、その後のフォローアップとして「人権教育のための世界プログラム」を開始することが決議されるなど、更なる取組が進められている。

我が国においては、基本的人権の尊重を柱の一つとする日本国憲法の下、人権諸条約の締結とそれらの趣旨を踏まえた国内法の整備、また、「国際婦人年」や「国際児童年」などの数多くの国際年に取り組むなど、国際的な潮流を踏まえつつ、国政全般にわたり人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。

平成7（1995）年12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9（1997）年7月には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」を策定した。

そして、平成9（1997）年3月に「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として施行され、同法に基づき人権擁護推進審議会が設置された。同審議会では「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策」についての審議が行われ、このうち教育・啓発に関しては平成11（1999）年に答申が出された。

これまでの国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会からの答申を踏まえた諸施策のより一層の推進を図るため、平成12（2000）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法に基づき、平成14（2002）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された。これにより、人権教育・人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが、国及び地方公共団体の責務とされた。

人権救済については、人権擁護推進審議会から、平成13（2001）年5月に「人権

救済制度の在り方について」、同年12月に「人権擁護委員制度の改革について」として答申が出された。その後、この答申を基に、平成14（2002）年3月に法務省から人権救済制度の整備等について定める「人権擁護法案」が提出されるなど、我が国における人権救済の仕組みづくりが本格化する動きがあり、今後の動向が注目される。

このほか「障害者基本法の改正」（平成16（2004）年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正」（平成16（2004）年）、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成16（2004）年）、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の制定（平成14（2002）年）、「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」の制定（平成15（2003）年）など、人権に関する数多くの取組が進められている。

〔2〕これまでの本市の取組

本市では、これまで人権にかかわる施策を常に市政の重要施策として位置付け、人権尊重の理念の普及に努めるとともに、様々な人権問題の解決に向けた取組を積極的に進めてきた。

近年では、平成10（1998）年5月に「京都市人権教育のための国連10年推進本部」及び「京都市人権文化推進会議」を、同年6月に「人権行政推進主任」（各局等の庶務担当部長等）を設置し、全庁的な推進体制の下、人権施策の総合的な推進を図ってきた。

平成11（1999）年12月に策定した「京都市基本構想（以下「基本構想」という。）」及び平成13（2001）年1月に策定した「京都市基本計画（以下「基本計画」という。）」においては、「日々のくらしのなかに人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」を築いていくことにより、子どもも高齢者も、女性も男性も、障害のあるひともないひとも、また、国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、すべてのひとがいきいきとくらするまちをめざす」ことを全市的な政策における基本的方向として位置付け、市民、企業、関係団体等とのパートナーシップの下、積極的に推進してきた。

特に、人権教育・啓発については、平成11（1999）年3月に策定した「人権教育のための国連10年京都市行動計画（以下「行動計画」という。）」を中心として、各種広報媒体による広報・啓発活動、学習機会の提供をはじめ、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための多彩な取組を推進してきた。

また、「きょうと男女共同参画推進プラン（第3次京都市女性行動計画）」（平成14（2002）年）、「新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」」（平成17（2005）年）、「京都市民長寿すこやかプラン」（平成15（2003）年）、「京都市障害者施策推進プラン」（平成15（2003）年）など各分野別計画の策定、推進により、各人権課題の社会的な背景や特質に応じた具体的施策を推進している。

これまでの取組により、市民の間に人権尊重の意識は定着しつつあり、また、人権問題の解決が図られつつあるものの、女性、子ども、高齢者、障害のあるひと、同和地区出身者、外国人などに対する暴力、虐待、差別、社会参加の阻害など、依然として人権上の問題が解決されずに残っている。更に、近年の少子高齢化の進行、国際化

の進展、情報通信技術（IT）の発達などの社会状況等の変化を背景として新たな人権課題も発生しており、これらの状況の変化に的確に対応した取組が求められている。

2 策定の趣旨

〔1〕新たな計画の必要性と提言の尊重

平成 16（2004）年末の行動計画の終了及び現在の人権を巡る状況を踏まえ、基本構想に掲げる「安らぎのある暮らし」を実現するためには、人権施策に関して、これまでの取組とその成果、今日的な課題等を踏まえた基本的考え方等を示す計画の策定が必要であるとの認識から、人権施策に関する新たな計画を策定することとした。

新たな計画の策定に当たっては、人権にかかわる専門的な意見の確保や市民参加の一層の推進を図るため、学識経験者及び市民公募委員からなる「京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会」を設置し、同委員会から本計画策定に当たって提言を得た。本計画は、パブリック・コメントを経て提出された同委員会からの提言を尊重して策定したものである。

〔2〕位置付け及び計画期間

本計画は、全市的な市政の基本方針である基本構想、また、基本構想の具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示す基本計画に基づく、人権施策に関する分野別計画であり、本市が人権施策を推進（企画、実施、評価）するうえでの基本的な考え方等を示すものである。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12（2000）年 12 月）、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14（2002）年 3 月）などの取組等とも協調して策定したものである。

本計画の計画期間は、平成 17（2005）年度から平成 26（2014）年度の 10 年間とする。ただし、社会状況等の変化に対応するため、必要に応じて見直すものとする。

1 人権の基本的考え方**〔1〕個人の尊厳の保持及び可能性の伸展**

人は、一人一人かけがえのない存在であり、多様な個性や可能性を持って生まれてくる。人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。別の言い方をするならば、人がどのような状況にあっても、個人としての尊厳を守り、個人の可能性を最大限に伸ばしていくことといえる。

〔2〕相互の人権の尊重

人権は、個人の尊厳及び可能性にかかわるものであり、誰もが等しく持っているものである。人権尊重の精神が社会に根付くためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその相互の尊重の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権も尊重することが求められる。

〔3〕人権の普遍性

人権は、誰もが等しく持っており、すべての市民にとって同じように意味があるものである。本市においても、人権に関する施策は、性別や障害のあるなし等にかかわらず、すべての人がいきいきとくらせるまちの実現を目指して、教育・啓発をはじめとしてソフト、ハードの両面から各種の取組を推進してきている。

それらの取組の中には、他の人には保障されている人権が、十分に保障されているとはいえない人々の状況等を改善するための施策も含まれる。そのような人権上の重要な課題に対し、国や地方自治体が重点的に取組を推進することは、人権が尊重されるまちを実現するために必要不可欠なことであり、人権が個人の問題だけではなく、

社会的な問題であるという認識を深めるうえで大きな役割を果たしてきた側面もある。

しかし、これまで人権に関する様々な取組を推進してきた過程で、特別に施策の対象とならなかった人々にとっては、人権は自らのものであるという意識が希薄になっている傾向があることも考えられる。また、漠然とではあるが、人権は重いテーマであるというような印象を持っていることも完全には否定できない。

結果として、依然、人権が十分に保障されているとはいえない人々や人権問題の解決に取り組んでいる人々と、日常では人権をほとんど意識することがない



人々との間には、人権に対する意識のずれが生じていることも考えられる。

しかし、本来、人権は、市民一人一人にとって身近なものであり、改めて人権がすべての人にとって普遍的なものであるという認識に立ち返ることで、人権問題が社会全体の問題として位置付けられ、依然として状況の改善を必要とされている人々の問題の解決に資すると考えられる。

更に、他者の人権のために自分は何ができるのかという考え方や、将来の人の人権をも尊重するという視点を持てば、人権は、環境や平和の問題をはじめ、社会をよりよいものに発展させていくこととつながっているといえることができる。

〔4〕人権の日常性

前項〔3〕で述べたように、これまで特別に施策を必要としなかった人々にとって、人権は、日常生活の中で特に意識されることが少ないと思われる。

しかし、勤労の権利や財産権をはじめ、交通機関による移動、新聞等による情報の入手、様々な意見の表明などはすべて人権にかかわるものである。

人権が守られることによって日常生活を送ることができることを改めて認識する必要がある。

2 人権施策の分類

人権にかかわる施策には人権教育・啓発をはじめとして様々なものがあるが、本計画では、人権が尊重される社会づくりに必要な施策を、(1)人権尊重の精神のかん養及び理念の普及等を行う「人権教育・啓発」、(2)他の人が享有している人権を十分に享有できなかったり、人権を侵害されるおそれがある状況をソフト・ハードの両面において改善を図る「人権保障」(ここでいう保障とは、いわゆる「社会保障制度」のような使われ方とは異なっている。)、また、(3)実際に人権が侵害された場合に相談等に対応するための「人権相談・救済」の三つに分類する。

3 人権施策の基本方針

本市の人権施策は、以下の基本方針に基づき推進する。

〔1〕すべての人の人権を尊重する

人権はすべての人にとって普遍的なものであることから、人権が十分に保障されていない人々をはじめとして、すべての市民が人権を等しく持っているという認識の下、「すべての人の人権を尊重する」という視点に立ち、各種の人権施策を推進する。

これまで主に障害者福祉の分野でノーマライゼーション^{*}の理念の普及が図られてきているが、多様な価値観を認め合い、互いに個性を尊重するという点で、すべての人の人権を尊重するという考え方がその根底にあるといえる。

また、近年、障害の有無などにかかわらず、あらかじめ、できる限りすべての人にとって使いやすい製品、建物、環境をデザインしておくというユニバーサルデザイン^{*}

の考え方についても、人権が十分に保障されているとはいえない人だけの問題ではなく、すべての人にかかわる問題として捉えるという点で、人権尊重の理念に通じているといえる。

すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、各種の人権施策を推進する際には、このノーマライゼーションやユニバーサルデザインの視点を持つ必要がある。

〔2〕市民との協働（パートナーシップ）による推進

人権は、すべての市民にとって安らぎのある暮らしの基盤となるものであり、市民一人一人が日常において守り、発展させていくものである。

本市では、市民とのパートナーシップによる市政推進を市政の基本方針に置き、市民参加推進条例の下、市政のあらゆる段階において市民参加を積極的に推進してきており、これは、町衆による自治の伝統を今に受け継ぐものである。既に市民生活の各分野において、NPO^{*}の活動をはじめとする市民活動が活発になっており、新しい時代に応じた市民による自治が徐々にではあるが成熟しつつあることが伺われる。

人権施策においても、あらゆる分野で市民との協働をその根本に置いてこれを推進していかなければならない。

更には、行政以外で取り組まれる先進的な取組等、市民等の取組に学ぶという姿勢を持って、積極的に協働していく。

〔3〕総合的、戦略的な推進

人権にかかわる施策はそれぞれの部局において取り組んでいるが、施策全体の効果を十分に挙げるためには、部局間の十分な連携が必要である。また、複数の分野にわたる人権問題などは、多様な視点を持ってその解決に当たるという点からも、各部局の連携が不可欠である。

このことから、人権にかかわる施策の推進に当たっては、一人一人の可能性の伸展や社会参加を阻害している要因がないか、つまり、人権の視点で市政を常に点検したうえで、施策の効果が十分に発揮されるよう、これまで以上に各部局の十分な連携の下、総合的に取り組んでいく。

また、人権に関する施策は、施設等のバリアフリー^{*}化などのハード面だけではなく、人権尊重の精神のかん養及び理念を普及するための教育・啓発など、ソフト面もまた重要である。

市民生活において人権が尊重されているかどうかを数字で示すことは困難であるが、着実な成果を挙げるため、人権施策の推進においても、客観的なデータや分析等に基づき、社会状況等の変化にも常に注意を払いながら、長期的な課題と短期的な課題の整理、状況に応じた取組の優先順位の検討など、施策全体を戦略的に推進していく。

更に、市民と行政の役割は時代の流れと共に変わっていくが、人権施策においても例外ではなく、市民、人権関係団体、企業、NPO等との対話を常に維持し、市民と行政との役割の在り方について常に点検を行う。